

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

即戦力につながるビューティークリエイターの育成のために、美容、メイク、ネイル、エステ業界の最新の動向を見極め、企業との深い連携のもとに常に最新の技術・接遇の修得を目指しております。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校の教育課程の質を更に高める一環として、教育課程編成委員会を設け、業界の第一線の講師の先生方の意見をカリキュラムに取り入れており、教育課程編成委員会の答申をもとに学校長が決定しております。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
河野 正也	大分県美容業生活衛生同業組合	令和5年4月1日～令和7年3月31日	①
近江 輝生	大分県美容業生活衛生同業組合	令和5年4月1日～令和7年3月31日	①
片山 雅子	NOAH hair care マネージャー	令和5年4月1日～令和7年3月31日	③
波多野 裕昌	NOAH hair care 店長	令和5年4月1日～令和7年3月31日	③
賀来 珠実	専門学校明日香美容文化専門学校 副校長	令和5年4月1日～令和7年3月31日	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、2月)

(開催日時(実績))

第1回(予定) 令和6年6月17日 10:00～12:00

第2回(予定) 令和7年2月17日 10:00～

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会での意見を美容科においては、美容実習時における最新の技術や接遇などを教育課程に取り入れております。すぐに実行する部分と次年度以降に実行する部分とに分けて改善し、具体的に改善を実施した内容については、委員会にフィードバックしております。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

本校での基礎技術の修得に加え、サロン実習により実践的な技術修得を図り、さらに即戦力としてのサロン実務に必要な接遇、サービスマインドの体得を目指しております。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

年間に60時間のサロン実務実習を行い、学校内の実習では修得できない最新の技術等に触れるとともに、より実践的な接客・接遇の体験を通して、サロンに就職した際に即戦力になれるよう、開店準備から掃除・挨拶などを含めた、優れたビューティークリエイターとして活躍できるための資質の向上を図ります。学修成果の評価については、サロン実務に必要な言葉遣い、仕事振り等の10項目を評価項目とし5段階評価(優・良・普通・可・不可)で総合的に評価する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
美容実習	美容師の業務を安全かつ効果的に実施する技術を学び、基本的なサロンワークを体得することを目的とし、個々のお客様の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的技術の基礎を習得することを目的とする。	Equipe courage gran・NOAH hair care・有限会社ピアンクレーション・株式会社BAS・株式会社ケイハン等 総数101社
総合技術	実習授業全般で習得した美容技術を用いたウィッグならびにモデル作品を創り、カメラを通して写した時の髪の毛の流れ、メイクの見え方の違いを学び、将来美容室でのモデル撮影等の現場に必要な知識、技術を習得する。	有限会社ウチダ写真館

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

即戦力につながるビューティークリエイターの育成のために、美容、メイク、ネイル、エステの業界の最新の動向を見極め、学生のためにフィードバックできるように、常に最新の技術の修得と指導技術の向上に努めております。教員研修規定に基づき、SBS(全国美容業生活衛生同業組合連合)が実施する研修や(一社)大分県専修学校各種学校連合会の研修を定期的に教員を派遣し、受講させております。

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

即戦力につながるビューティークリエイターの育成のために、美容、メイク、ネイル、エステの業界の最新の動向を見極め、学生のためにフィードバックできるように、常に最新の技術の修得と指導技術の向上に努めております。教員研修規定に基づき、SBS(全国美容業生活衛生同業組合連合)が実施する研修や(一社)大分県専修学校各種学校連合会の研修を定期的に教員を派遣し、受講させております。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	SBS着付指導講師研修会	連携企業等:	全日本美容業生活衛生同業組合連合会
期間:	令和5年8月3日	対象:	1名
内容	SBS着付指導講師の技術向上ならびに指導項目の確認		
研修名:	SBSエステ指導講師研修会	連携企業等:	全日本美容業生活衛生同業組合連合会
期間:	令和5年8月7日	対象:	1名
内容	SBSエステ指導講師の技術向上ならびに指導項目の確認		
研修名:	美容師国家試験実技課題研修会	連携企業等:	(公財)理容師美容師試験研修センター
期間:	令和6年1月22日	対象:	1名
内容	美容師国家試験実技試験に向けての審査項目等の確認研修		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和5年九州地区理容師美容師養成施設教職員研修会	連携企業等:	(公社)日本理容美容教育センター
期間:	令和6年10月20日～21日	対象:	8名
内容	理容師美容師養成施設の教職員が学生指導力の向上を図る		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	SBS着付指導講師研修会	連携企業等:	全日本美容業生活衛生同業組合連合会
期間:	令和6年8月1日	対象:	1名
内容	SBS着付指導講師の技術向上ならびに指導項目の確認		
研修名:	SBSエステ指導講師研修会	連携企業等:	全日本美容業生活衛生同業組合連合会
期間:	令和6年8月26日	対象:	1名
内容	SBSエステ指導講師の技術向上ならびに指導項目の確認		
研修名:	美容師国家試験実技課題研修会	連携企業等:	(公財)理容師美容師試験研修センター
期間:	令和7年1月	対象:	1名
内容	美容師国家試験実技試験に向けての審査項目等の確認研修		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和6年九州地区理容師美容師養成施設教職員研修会	連携企業等:	(公財)理容師美容師試験研修センター
期間:	令和6年11月5日～6日	対象:	8名
内容	理容師美容師養成施設の教職員が学生指導力の向上を図る		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校を組織として診断する「ガイドライン」によって、より有効な評価を導き出し、その自己評価の質を更に高める仕組みとして、学校関係者評価委員会の意見を反映させ学校運営全体の質的向上につなげることを目的とします。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会による「カリキュラムの見直しや特別講義の実施」の提言を導入して、学修成果の改善につなげております。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
河野 正也	大分県美容業生活衛生同業組合	令和5年4月1日～令和7年3月31日	企業等委員
近江 輝生	大分県美容業生活衛生同業組合	令和5年4月1日～令和7年3月31日	企業等委員
波多野 裕昌	NOAH hair care 店長	令和5年4月1日～令和7年3月31日	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <http://www.asuka.ac.jp/public/hyouka.pdf>

公表時期: 令和6年4月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校運営の改善及び信頼される学校づくりを図り、専門学校教育の一層の質的向上を図ることを目的とします。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	(1) 学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	(2) 各学科等の教育
(3) 教職員	(3) 教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	(4) キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	(5) 様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	(6) 学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	(7) 学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	(8) 学校の財務
(9) 学校評価	(9) 学校評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <http://www.asuka.ac.jp/public/teikyo.pdf>

公表時期: 随時

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科)																
分類	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
									講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
	○			関係法規制度	美容師の業務に関する法規・制度について学ぶ。	1・2通	30	1	○			○			○	
	○			衛生管理	美容師に必要な公衆衛生及び環境衛生等について学ぶ。	1・2通	90	3	○			○		○		
	○			保健	美容技術の基礎となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの付属器官の構造等について学ぶ。	1・2通	90	3	○			○		○	○	
	○			香粧品化学	美容業務を安全かつ効果的に行うための正確な科学知識と美容器具や香料などの適正な取り扱いについて学ぶ。	1・2通	60	2	○			○				○
	○			文化論	顧客であるお客様の満足度をあげるため、デザインに必要な文化的知識及びファッション文化を研究し、感性・感覚を磨く。	1・2通	60	2	○			○				○
	○			運営管理	美容を業とする者に対する必要な経営管理、健康管理、接客、マーケティングについて学ぶ。	1・2通	30	1	○			○				○
	○			美容技術理論	美容技術についての知識を衛生的、効能的に実施する方法を学び、理論的根拠を与え、技術の習得を容易にする。	1・2通	150	5	○			○			○	○
	○			美容実習	美容師の業務を安全かつ効率的に実施する。	1・2通	900	30				○	○	○	○	○
		○		カウンセリング	色彩の基礎理論を学習し、造脂の基礎について理解する。	1・2通	30	1	○			○				○
		○		ビジネスマナー	社会人に求められる常識的な心得を十分理解させ、マナーに対する知識、態度、技能を身につける。	1	30	1	○			○				○
		○		ステーagemイク	メイクアップ技術において用いられる主な薬品と器具の基本的な使用方法を習得し、更に応用できる技術を習得する。	1・2通	60	2				○	○			○
		○		トータルビューティー	着付け、ネイル、まつ毛エクステンション等、美容業界が求める多岐にわたる美容技術を総合的に習得する。	1・2通	90	3				○	○			○
		○		試験対策	各種資格試験、美容師国家試験に向けた特別講義、試験問題の研究、発表、討論などを通して、各種資格試験の合格を目標とする。	1・2通	150	5	○		△	○			○	○
		○		モード理論	造形、色彩、服装などに関する基礎的な知識を基に、顧客との相性、服装、その他環境に応じたヘア・デザインを創造することを学ぶ。	1・2通	30	1	○			○				○
		○		特別教育活動	多様な学習体験から学生自身の将来の目標を明確にし、個々の進路実現課題を段階的に達成していく。	1・2通	60	2	○			○			○	○
		○		総合技術	基本的美容技術を基に、さらに発展した高度な技術を習得するとともに、最新の美容技術の習得を目指す。	1・2通	150	5				○	○		○	○
合計						16 科目		67 単位 (単位時間)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：卒業時に評価としてE(59点以下)が1科目でもあれば卒業延期とす		1学年の学期区分	2期
履修方法：対面授業によって講義及び実習科目を履修する。		1学期の授業期間	21週

(留意事項)

- 一 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 二 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。